

日 薬 発 第 78 号
令和 6 年 6 月 11 日

都道府県薬剤師会会长 殿

日本薬剤師会
会長 山本 信夫
(会長印省略)

令和 6 年毎月勤労統計調査特別調査への調査協力依頼について

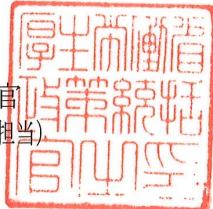
平素より本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
標記につきまして、厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）より、別添のとおり標記調査に対する協力の依頼がありましたのでお知らせいたします。
つきましては、当該地域の会員等にご周知下さいますようよろしくお願い申し上げます。

以上

政統発 0527 第 9 号
令和 6 年 5 月 27 日

公益社団法人 日本薬剤師会 会長 殿

厚生労働省 政策統括官
(統計・情報システム管理、労使関係担当)



令和 6 年毎月勤労統計調査特別調査への調査協力依頼について

厚生労働省が統計法に基づく基幹統計調査として実施する「毎月勤労統計調査」につきましては、日頃よりご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、毎月勤労統計調査のうち「特別調査」につきましては、1~4人の常用労働者を雇用する小規模事業所における雇用、給与及び労働時間の実態を明らかにするため、年1回（7月31日現在について）実施するものです。

都道府県の統計調査員が8月から9月にかけて事業所を訪問し、事業所の常用労働者数、事業の内容等を確認した上で調査を実施いたします。貴会会員の事業所に統計調査員が訪問した際には、この調査にご協力いただけますよう周知のほどよろしくお願ひいたします。なお、調査対象となる地域は、別添「指定調査区市区町村名一覧」に記載の市区町村内的一部地域となりますのでご参照願います。

最後に、以下のものを各1部同封いたしますのでご活用いただければ幸いです。

また、これらの電子ファイルが必要な場合は、メール又は電子媒体でお送りいたしますので、お手数ですが以下の担当までご連絡くださいますようお願ひいたします。

(同封物)

- ・「毎月勤労統計調査特別調査の調査票」
- ・「毎月勤労統計調査のお願い」
- ・「毎月勤労統計調査特別調査の準備のための調査のお願い」
- ・「毎勤だより」
- ・「令和5年特別調査の概況」
- ・「特別調査イメージキャラクターとくちゃんのイラスト」

【担当】

厚生労働省 政策統括官付参事官付
雇用・賃金福祉統計室
毎勤第一係 渡邊
TEL : 03-5253-1111 (内線 7631)
E-mail : maikin-chosa@mhlw.go.jp

様式第5号（第9条関係）

統計法に基づく基幹統計調査

毎月勤労統計調査特別調査票

（令和 年 7月 分）



秘

厚生労働省

1 事業所名 (電話) 局 番	都道府県 番 号	調査区番号	事業所一連番号	※産業分類番号 大 中	企業 規模 番号
------------------------	-------------	-------	---------	----------------	----------------

2 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。 (主要なものとは、総収入の最も多いものです。)	3 調査期間は、いつからいつまででしたか。（6月の最終給与締切日の翌日から7月の最終給与締切日までの1か月間です。） 月 日から 月 日まで	4 調査期間末日の常用労働者数は何人でしたか。 人	5 企業（同一会社に属するすべての事業所）の全常用労働者数は、何人ですか。 該当する番号を○で囲んでください。 (1) 30人以上 (2) 5~29人 (3) 1~4人
--	---	----------------------------------	--

常用労働者について 記入してください。		常用労働者とは、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。										次の者は除きます。 ○事業主又は法人の代表者 ○無給の家族従業者					
1 氏名又は符号	2 性 男 女	3 通勤・住込みの別 通 住 家族 家族以外	4 家族労働者であるかどうかの別 どうかの別	5 年齢	6 勤続年数	7 出勤日数 (1時間でも就業した日は1日に数えてください。有給休暇は含めないでください。 〔1年未満の場合は切り捨ててください。〕	8 1日の実労働時間 (7月中の通常日の労働時間を記入してください。休憩時間は除きます。)	9 きまつて支給する現金給与額 (毎月同じように支給される給与（税込み）で、残業手当を含みます。)	10								
									昨年の8月1日から今年の7月31日までに特別に支払われた現金給与額（夏季又は年末の賞与、3か月を超える期間で算定される給与、ベースアップの差額追加料など）を含む。また、扶養手当等の現金給与の総額（税込み）です。毎月きまつて支給する給与は含みません。） (100円未満は四捨五入してください。)								
				歳	年	日	時間	百万	拾万	万	千	百円	百万	拾万	万	千	百円
1	1	2	1	2	1	2											
2	1	2	1	2	1	2											
3	1	2	1	2	1	2											
4	1	2	1	2	1	2											

（注）住込みとは、家族労働者であるかどうかを問わず、事業所の構内又は事業主の住宅内に居住し、常態として食事の提供を受けている者をいいます。

備考	面接者氏名	調査票作成年月日	年月日	統計調査員印
----	-------	----------	-----	--------

※印欄は記入しないでください。
この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査は、対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行ふことがあります。



事業主の皆さんへ

毎月勤労統計調査のお願い

毎月勤労統計調査は、雇用、給与及び労働時間の変動を明らかにすることを目的に、統計法に基づいて厚生労働省が実施している、国の重要な統計調査です。調査は事業所単位で行います。

調査は、2種類あります

5人以上の労働者を雇用する事業所対象

毎月勤労統計調査

毎月実施

1~4人の労働者を雇用する事業所対象

毎月勤労統計調査 特別調査

年1回（7月）実施

調査対象の事業所は、一定のルールに基づいて、無作為に選ばれます。

調査対象に選ばれた事業所の皆さんには、
調査へのご理解とご回答をお願いいたします。

調査で知り得た内容の
秘密保護は
万全です！



調査の結果は、
景気の判断や、
社会保障制度を
検討するときの
資料として使わ
れます。

毎月勤労統計調査のキャラクター「まいちゃん きんちゃん」

◆ 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください ◆

トップページ → 統計情報・白書 → 各種統計調査 → 厚生労働統計一覧 →
7. 雇用 → 毎月勤労統計調査 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>



厚生労働省・都道府県



事業所の皆さんへ

毎月勤労統計調査特別調査の 準備のための調査のお願い

厚生労働省
都道府県

お忙しいところ、貴重なお時間をいただきありがとうございます。

この度、毎月勤労統計調査特別調査を行うための調査区として、この地域が指定されました。

調査に先立ち、統計調査員が皆様の事業所にお伺いして、事業所の名称、常用労働者数などをお尋ねする「準備のための調査」を実施いたします。

「準備のための調査」では、指定した調査区の最新の事業所名簿を作成いたします。この名簿は、調査の対象となる事業所を整理するためのもので、他の用途に使用することは絶対にありません。

また、統計調査員は知事が任命した公務員であり、調べた事がらについて他に漏らすことは、統計法で固く禁じられています。

正しい統計結果を出すために、まず、事業所名簿が最新のものであることが必要です。統計調査員の質問には、ありのままをお答えくださいますようお願いいたします。

毎月勤労統計調査 特別調査とは？

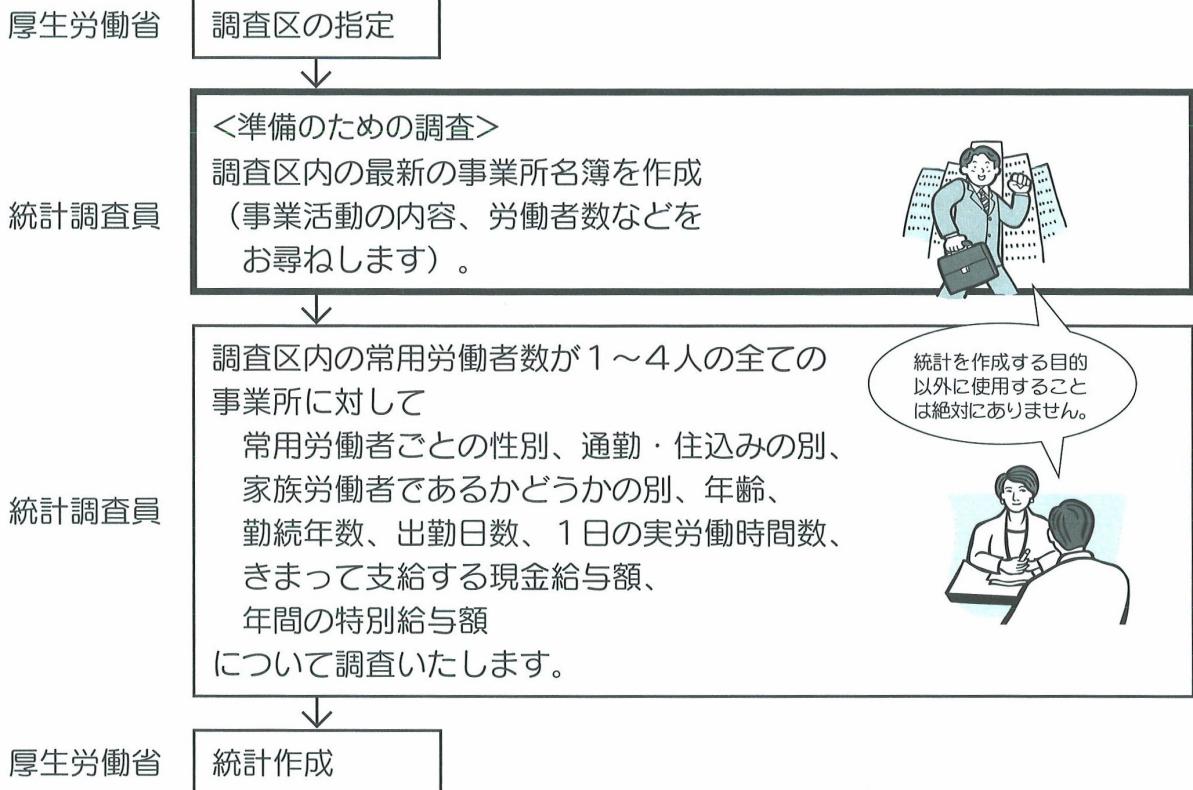
常用労働者5人以上の事業所を対象に毎月行っている毎月勤労統計調査（雇用、給与及び労働時間の変動を毎月明らかにする調査）を補うために常用労働者1～4人の事業所を対象に年1回行う調査です。

調査対象の範囲は、農業、林業、漁業、家事サービス業、外国公務及び一般公務を除く事業所です。

調査の結果は、国民経済計算(GDP統計)の作成や中小企業施策の企画・立案など、小規模事業所で働く労働者のための諸施策の基礎資料として役立てられています。

なお、この調査は国の重要な統計を作成するための調査として、統計法に基づく「基幹統計調査」とされています。

調査の流れ



基幹統計調査とは？

A

国の重要な統計を作成するための調査として、統計法に基づき
承認された統計調査のことです。

調査対象になった事業所は、統計法により調査に回答しなければなりませんが、一方で
調査した内容についての秘密の保護などについては厳重な規定が定められています。
国勢調査、経済産業省生産動態統計調査、経済センサス等も基幹統計調査です。

ご不明な点などがありましたら、下記までご連絡ください。



毎月勤労統計調査特別調査
イメージキャラクター
「とくちゃん」

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省毎月勤労統計調査担当

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111 (調査の実務に関するご相談) 内線7631、7605

(調査の企画に関するご相談) 内線7609、7610

毎月勤労統計調査特別調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

トップページ → 統計情報・白書 → 各種統計調査 → 厚生労働統計一覧 →

7.雇用 → 毎月勤労統計調査(特別調査) <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1.html>



事業所の皆さんへ

～統計は未来を支えるおくりもの～

毎勤だより

毎月勤労統計調査 特別調査

毎月勤労統計調査特別調査とは？

常用労働者5人以上の事業所を対象に毎月行っている毎月勤労統計調査(雇用、給与及び労働時間の変動を毎月明らかにする調査)を補うために常用労働者1~4人の事業所を対象に年1回行う調査です。

毎月行っている「毎月勤労統計調査」は、その前身も含めると大正12年から始まり100年以上継続している歴史ある調査です。このうち、特別調査は昭和32年から実施しています。

なお、この調査は国の重要な調査として、統計法に基づく基幹統計調査とされ、調査対象となった事業所に対して、回答の義務に関する規定が設けられており、さらに調査の従事者には秘密保護の義務が課せられている、大切な調査です。

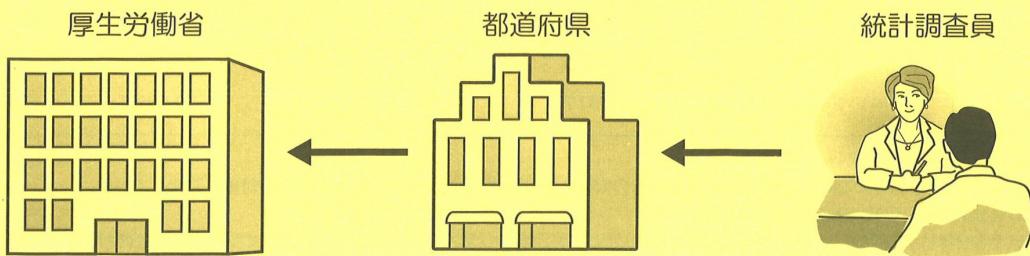
調査対象の範囲は、農業、林業、漁業、家事サービス業、外国公務及び一般公務を除く事業所です。

調査の結果は、国民経済計算(GDP統計)の作成や中小企業施策の企画・立案など、小規模事業所で働く労働者のための諸施策の基礎資料として役立てられています。

調査の方法

調査に際しては、貴事業所に統計調査員がお伺いします。この統計調査員は、都道府県知事が任命した公務員で、必ず統計調査員証を携帯しています。

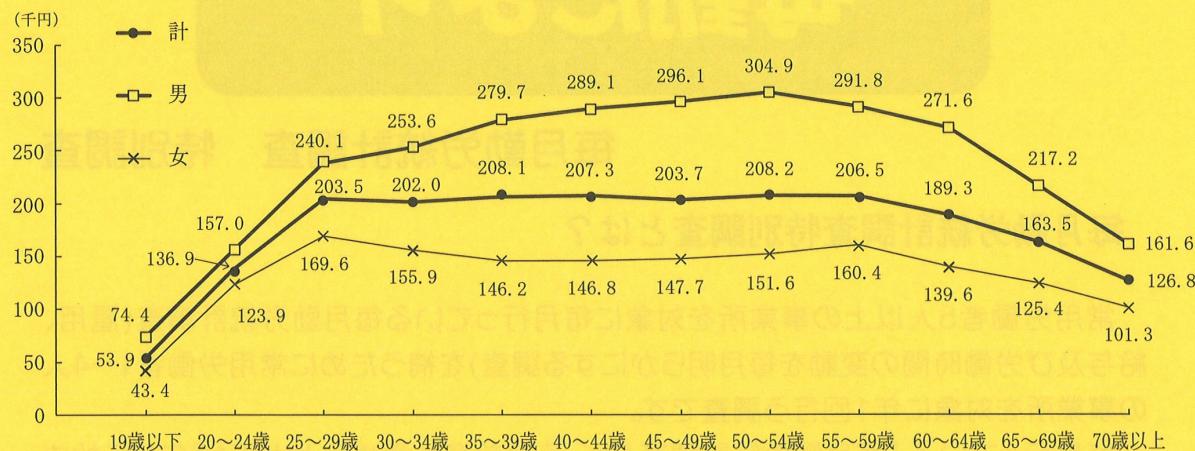
調査の流れ



●令和5年毎月勤労統計調査特別調査の結果から●

◎性、年齢階級別きまつて支給する現金給与額

(令和5年7月、企業規模1~4人、調査産業計)



◎きまつて支給する現金給与額、特別に支払われた現金給与額、

出勤日数、通常日1日の実労働時間、勤続年数及び短時間労
働者の割合の推移

(事業所規模1~4人、調査産業計)

年	きまつて支給する 現金給与額 ¹⁾	特別に支払われた 現金給与額 ²⁾	通常日1日の 実労働時間 ¹⁾	出勤日数 ¹⁾	勤続年数 ³⁾	短時間労働者 の割合 ³⁾
平成25年	190,475	201,808	7.1	20.7	11.2	28.0
26	192,120	208,488	7.1	20.7	11.4	28.5
27	191,269	216,965	7.0	20.4	11.3	29.0
28	195,701	227,206	7.0	20.2	11.6	28.9
29	196,363	227,457	7.0	20.1	11.7	29.2
30	195,476	235,684	7.0	19.9	12.0	30.1
令和元 ⁴⁾²	197,196	247,634	6.9	19.8	12.0	30.9
3	-	-	-	-	-	-
4	199,902	253,157	6.8	19.3	12.6	31.3
5	203,079	258,268	6.8	19.2	12.8	31.3
	203,956	261,317	6.8	19.1	12.6	31.7

注：1)各年7月の数値である。

2)調査年の前年8月1日から調査年7月31日までの1年間分の数値であり、勤続1年以上の者を対象に算出している。

3)各年7月末日現在の数値である。

4)令和2年は特別調査を中止しており、令和2年9月に特別調査の代替措置として実施した「小規模事業所勤労統計調査」の結果によると、事業所規模1~4人のきまつて支給する現金給与額は202,372円、特別に支払われた現金給与額は270,994円、通常1日の実労働時間は6.9時間、出勤日数は19.3日、勤続年数は13.8年、短時間労働者の割合は30.6%となっている。

◎都道府県別きまって支給する現金給与額、出勤日数、通常日1日の実労働時間
(令和5年7月、事業所規模1~4人、調査産業計

都道府県	きまつて支給する現金給与額	出勤日数	通常日1日の実労働時間
	円	日	時間
全 国	203,956	19.1	6.8
北 海 道	209,828	20.2	6.9
青 岩 宮	181,492	20.7	7.0
秋 城 田	192,930	20.0	6.9
山 形	223,227	19.5	7.2
福 島	183,564	20.0	6.9
茨 城	189,593	20.4	7.0
栃 木	209,829	20.1	7.0
群 馬	197,770	19.1	6.9
埼 千 東	192,886	19.5	6.7
新 奈	205,519	18.9	6.9
富 石 福	224,835	19.5	6.9
山 川 井	206,916	18.3	6.8
長 梨 野	229,557	18.3	6.9
岐 静 愛	202,215	17.9	6.7
三 滋 京	198,368	20.0	6.8
大 兵 奈	197,193	19.6	6.7
奈 和 歌	200,274	19.9	6.9
佐 長 熊	192,988	18.7	6.7
大 宮 鹿	201,700	19.4	6.8
宮 沖	194,055	19.4	6.9
島 岡 広	191,098	19.3	6.6
島 岡 広	209,485	19.4	6.9
島 岡 広	210,105	18.7	6.7
島 岡 広	206,385	19.2	6.7
島 岡 広	188,888	18.5	6.7
京 大 兵	213,552	18.9	6.8
奈 良 歌	223,577	18.5	6.8
奈 良 歌	183,420	18.1	6.5
奈 良 歌	185,236	18.4	6.7
奈 良 歌	197,764	19.1	6.7
鳥 島 岡	185,633	19.8	6.8
鳥 島 岡	191,096	19.2	6.9
鳥 島 岡	195,532	19.3	6.9
鳥 島 岡	205,745	19.4	6.9
鳥 島 岡	188,826	18.5	6.8
徳 香 愛	186,443	19.5	6.9
香 愛 高	192,771	19.7	6.8
愛 高 福	189,042	19.7	6.8
高 知 佐	184,980	19.9	6.9
福 賀 長	209,536	19.5	7.0
佐 長 熊	185,011	19.5	6.7
長 熊 大	178,336	19.8	6.8
熊 大 宮	194,687	19.5	7.0
大 宮 鹿	177,841	19.0	6.9
宮 鹿 沖	198,357	19.9	7.0
児 島 繩	179,787	19.1	6.8
児 島 繩	174,123	19.4	6.9

注：令和5年7月末日の数値である。



この調査は報告（調査票の提出）
の義務があります

この調査は、統計法という法律で基幹統計
調査として承認されています。

統計法では、基幹統計調査の調査対象となっ
た方に対して、報告の義務を規定し、報告を拒
否することや虚偽の報告をすることを禁止して
います。また、これらに違反した場合の罰則も
規定しています。

本調査の趣旨をご理解いただき、大変お手数
ではありますか、調査票の提出をお願いいたし
ます。



調査の内容が、他に知られたり
するようなことはないのでしょうか？

ありません。統計法において、調査票情報
等を調査の目的以外のために用いること
は禁止されています。そのため調査の内容を、
税金の算定や、労働基準法その他の法律に基づ
く取り締まりなどに用いることは絶対にありま
せん。

なお、小規模な事業所には、統計調査員が同
っておりますが、統計調査員は、知事が任命した
公務員です。調べたことについて他にもらすこ
とは、統計法で固く禁じられています。

安心してお答えください。



毎月勤労統計調査「特別調査」キャラクター「とくちゃん」

調査へのご理解とご回答をお願いいたします。

調査についてのご質問がありましたら、各都道府県の統計主管課までお問い合わせください。

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省毎月勤労統計調査担当

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111 (調査の実務に関するご質問) 内線7631,7605
(調査の企画に関するご質問) 内線7609,7610



毎月勤労統計調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

トップページ → 統計情報・白書 → 各種統計調査 → 厚生労働統計一覧 →

7.雇用 → 毎月勤労統計調査(特別調査) <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1.html>



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

令和6年1月19日

【照会先】

政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室

統計管理官 角井 伸一

室長補佐 前原 康司

毎勤調整係・企画調整係

(代表電話) 03(5253)1111 (内線7609, 7610)

(直通電話) 03(3595)3145

一令和5年毎月勤労統計調査特別調査の概況一

目 次

1 調査の概要	1 ページ
2 結果の概要	3 ページ
(1) 賃金	3 ページ
(2) 労働時間と出勤日数	5 ページ
(3) 雇用	7 ページ
3 付表	9 ページ

令和5年毎月勤労統計調査特別調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。
(URL : <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1.html>)

1 調査の概要

(1) 調査の目的

毎月勤労統計調査特別調査は、常用労働者1人以上4人以下の事業所の賃金、労働時間及び雇用の実態を明らかにして、毎月実施されている常用労働者5人以上の事業所に関する「全国調査」及び「地方調査」を補完するとともに、各種の労働施策を円滑に推進していくための基礎資料を提供することを目的とする。

(2) 調査の範囲

ア 地域

全国

イ 産業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく16大産業（「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）」）

ウ 事業所

イの産業に属する常用労働者1人以上4人以下の事業所を対象とし、令和3年経済センサス・活動調査の調査区に基づいて設定した毎勤特別調査区のうちから、無作為に抽出された調査区内に所在する事業所を客体とする。

(3) 調査の時期

令和5年6月の最終給与締切日の翌日から7月の最終給与締切日までの1か月間（特別に支払われた現金給与額については、令和4年8月1日から令和5年7月31日までの1年間）の状況について、令和5年8月及び9月に調査を実施した。

(4) 主な調査事項

ア 主要な生産品の名称又は事業の内容

イ 企業規模

ウ 常用労働者の数

エ 常用労働者ごとの次に掲げる事項

　a 性

　b 通勤又は住込みの別及び家族労働者であるかどうかの別

　c 年齢及び勤続年数

　d 1日の実労働時間数及び出勤日数

　e きまって支給する現金給与額

　f 特別に支払われた現金給与額

(5) 調査の方法

調査員が配布する調査票に報告者が記入するか、又は調査員が報告者から聞き取り記入する方法により調査を行う。

ただし、調査員調査のみでは困難な場合等には、都道府県が郵送により調査票を配布する場合や、報告者が郵送又はオンラインにより回答する場合がある。

(6) 調査系統

配布：厚生労働省→都道府県→調査員→報告者

取集：報告者→調査員→都道府県→厚生労働省

(7) 調査客体数、有効回答数及び有効回答率

調査客体数 23,742 事業所 有効回答数 20,046 事業所
有効回答率 84.4%

(8) 利用上の注意

- ア 統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入している。
- イ 「前年比」及び「前年差」は、前年の結果と比較した増減を表している。また、これらの数値は表章単位の数値から算出している。
- ウ 4ページの第2図及び第2表は、企業規模1～4人の事業所について集計している。

(9) 用語の定義

ア 常用労働者

次のいずれかに該当する者をいう。

- a 期間を定めずに雇われている者
- b 1か月以上の期間を定めて雇われている者

なお、いわゆる重役や理事などの役員でも、部長、工場長あるいは支店長などのように、常時事業所に出勤して、一定の業務に従事し、一般の労働者と同じ基準で毎月給与が算定されている者は常用労働者に含める。

また、いわゆるパートタイム労働者で上記a、bの条件を満たしている者も常用労働者に含める。本特別調査では調査期間末日現在、当該事業所に在籍している常用労働者について調査している。

イ きまつて支給する現金給与額

労働契約、労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法に基づき、毎月きまつて現金で支給される給与額（超過勤務手当を含む。）をいい、7月分の給与額について調査している。所得税、各種社会保険料等を差し引く以前の金額である。

ウ 特別に支払われた現金給与額

一時的又は臨時の支払われた現金給与額及び3か月を超える期間ごとに支払われた現金給与額をいう。主なものとして、夏季、年末の賞与がこれに該当する。

本項目においては、令和4年8月1日から令和5年7月31日までの1年間分の勤続1年以上の者1人当たり平均を算出している。

エ 実労働時間

労働者が実際に働いた労働時間をいい、休憩時間を含まない。7月中の通常日1日について調査しており、1時間未満の端数については、労働者ごとに30分以上は切上げ、30分未満は切捨てをしている。

オ 出勤日数

労働者が実際に出勤した日数をいい、7月分について調査している。有給休暇は出勤日に含めないが、1時間でも就業した日は出勤日とする。

カ 年齢

調査期間末日現在の労働者の満年齢をいう。

キ 勤続年数

労働者がその企業に雇い入れられてから調査期間末日までに勤続した年数をいい、1年未満の端数については労働者ごとに切捨てとしている。

ク 短時間労働者

通常日1日の実労働時間が6時間以下の者をいう。

2 結果の概要

(1) 賃金

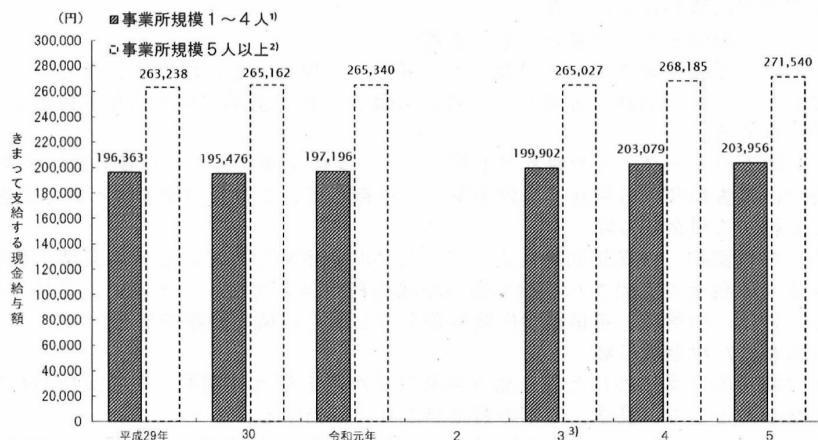
ア きまつて支給する現金給与額

事業所規模1～4人の事業所について、令和5年7月におけるきまつて支給する現金給与額は、調査産業計が203,956円で前年比0.4%増となった。

男女別にみると、男は276,094円で前年比2.2%増、女は152,474円で同0.3%減となった。

主な産業についてみると、「建設業」が274,365円と最も高く、次いで「製造業」が216,905円、「卸売業、小売業」が209,466円、「医療、福祉」が191,133円、「生活関連サービス業、娯楽業」が158,610円、「宿泊業、飲食サービス業」が111,801円となった。（第1図、第1表）

第1図 事業所規模別きまつて支給する現金給与額の推移（調査産業計）



注：1) 事業所規模1～4人は各年7月の数値である。

2) 事業所規模5人以上は、毎月勤労統計調査全国調査各年7月分の結果である。

3) 令和2年は特別調査を中止しており、令和2年9月に特別調査の代替措置として実施した「小規模事業所勤労統計調査」の結果によると、事業所規模1～4人のきまつて支給する現金給与額は202,372円となっている。

また、事業所規模5人以上における令和2年7月のきまつて支給する現金給与額は262,474円である。

第1表 性・主な産業、事業所規模別きまつて支給する現金給与額

令和5年7月

性・主な産業	事業所規模 1～4人	(参考) 事業所規模 5人以上 ¹⁾		5人以上=100としたときの比率
		前年比	前年比 ²⁾	
調査産業計	円 203,956	% 0.4	円 271,540	% 1.3
男	276,094	2.2	340,369	1.1
女	152,474	-0.3	196,821	2.0
建設業	274,365	2.0	353,082	0.3
製造業	216,905	0.1	316,333	1.5
卸売業、小売業	209,466	2.4	243,122	0.5
宿泊業、飲食サービス業	111,801	-3.4	123,444	0.5
生活関連サービス業、娯楽業	158,610	0.8	200,879	2.5
医療、福祉	191,133	-1.4	259,769	0.7

注：1) 事業所規模5人以上は、毎月勤労統計調査全国調査令和5年7月分の結果である。

2) 事業所規模5人以上の前年比は、指標から算出している。ただし、男女別の前年比は、実数から算出している。

イ 年齢階級・勤続年数階級別きまつて支給する現金給与額

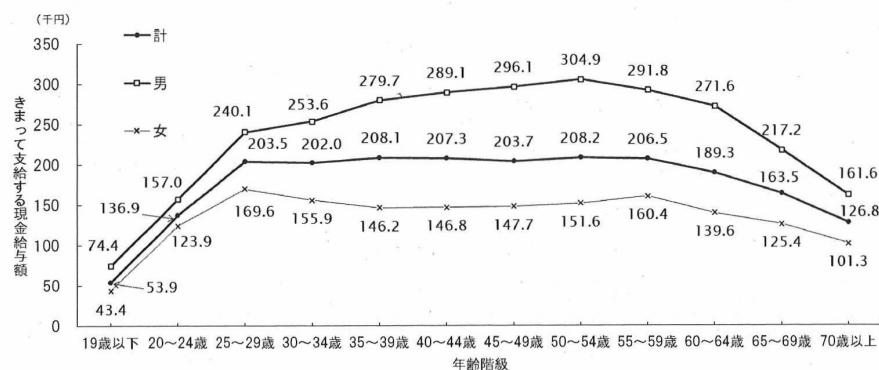
企業規模1～4人の事業所における令和5年7月のきまつて支給する現金給与額を年齢階級別にみると、調査産業計で男女計は25～29歳まで上昇しているが、以降55～59歳まではほぼ横ばいとなり、60～64歳以降低下している。

男女別にみると、男は50～54歳まで上昇しているが、55～59歳以降低下している。女は、総じて年齢階級による差は小さいものの25～29歳まで上昇しているが、30歳から59歳まではおおむね横ばいとなり、60～64歳以降低下している。（第2図）

また、勤続年数階級別にみると、勤続年数30年以上を除き、男女別、主な産業別にみても勤続年数が長いほど給与水準がおおむね高くなっている（第2表）。

第2図 性、年齢階級別きまつて支給する現金給与額（企業規模1～4人、調査産業計）

令和5年7月



第2表 年齢階級・勤続年数階級、性・主な産業別きまつて支給する現金給与額
(企業規模1～4人)

令和5年7月 (単位:円)

年齢階級 勤続年数階級	調査産業計			建設業	製造業	卸売業、小売業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	医療、福祉
	計	男	女						
年 齢 計	187,704	256,471	140,937	262,946	201,833	179,996	102,434	155,371	179,163
19歳以下	53,901	74,410	43,422	194,406	154,798	55,605	40,512	80,737	64,285
20～24歳	136,893	156,965	123,896	218,920	167,308	133,148	67,314	168,114	175,084
25～29歳	203,515	240,149	169,625	261,108	229,080	190,652	120,799	192,247	207,530
30～34歳	201,962	253,598	155,939	264,335	229,203	193,600	130,592	193,180	184,256
35～39歳	208,061	279,745	146,195	276,668	247,206	207,366	129,133	170,454	178,768
40～44歳	207,284	289,050	146,781	295,486	230,627	202,355	123,329	175,476	182,439
45～49歳	203,747	296,120	147,705	305,172	227,986	189,287	125,449	158,603	179,946
50～54歳	208,246	304,891	151,581	291,884	228,400	211,474	107,828	147,037	180,514
55～59歳	206,488	291,825	160,401	276,996	208,889	198,295	95,326	148,200	202,772
60～64歳	189,330	271,622	139,585	251,068	220,363	175,992	91,758	136,844	178,720
65～69歳	163,478	217,171	125,362	228,458	165,657	150,160	97,196	119,738	155,152
70歳以上	126,771	161,635	101,270	173,926	125,818	117,992	80,093	92,596	124,794
勤・続 年 数 計	187,704	256,471	140,937	262,946	201,833	179,996	102,434	155,371	179,163
0年	136,583	186,651	111,836	219,557	156,553	131,374	78,469	127,742	149,158
1年	152,262	211,930	118,492	230,860	173,476	152,995	84,310	168,909	155,616
2年	161,783	220,052	126,751	226,152	180,922	152,366	91,406	149,503	163,891
3～4年	170,734	233,306	133,188	237,554	188,107	159,546	98,531	154,986	178,627
5～9年	185,283	257,650	138,459	263,329	207,593	169,200	111,300	164,083	162,980
10～14年	195,807	269,609	145,271	275,274	200,088	196,161	116,837	164,733	176,819
15～19年	208,739	282,898	158,748	275,647	220,682	192,034	107,495	161,929	211,688
20～29年	226,304	299,831	165,712	300,364	221,191	216,302	127,642	160,266	209,026
30年以上	200,700	258,019	149,092	254,897	196,230	180,743	131,378	130,634	211,194
平均年齢(歳)	50.7	50.2	51.0	50.3	54.1	52.6	47.3	47.1	48.7
平均勤続年数(年)	13.4	14.7	12.5	15.4	17.6	15.8	8.8	12.7	10.8

ウ 特別に支払われた現金給与額

令和4年8月1日から令和5年7月31日までの1年間における賞与など特別に支払われた現金給与額は、調査産業計が261,317円で前年比1.2%増となった。

男女別にみると、男は382,653円で前年比2.8%増、女は172,351円で同0.4%増となった。

主な産業についてみると、「建設業」が297,292円と最も高く、次いで、「卸売業、小売業」が275,259円、「医療、福祉」が256,493円、「製造業」が255,142円、「生活関連サービス業、娯楽業」が62,619円、「宿泊業、飲食サービス業」が38,748円となった。(第3表)

第3表 性・主な産業別過去1年間特別に支払われた現金給与額(事業所規模1~4人)

性・主な産業	実額	支給割合 ¹⁾		前年差
		前年比	か月分	
調査産業計	261,317	1.2	1.28	0.01
男	382,653	2.8	1.39	0.01
女	172,351	0.4	1.13	0.01
建設業	297,292	-3.6	1.08	-0.07
製造業	255,142	15.9	1.18	0.16
卸売業、小売業	275,259	2.6	1.31	0.00
宿泊業、飲食サービス業	38,748	11.7	0.35	0.05
生活関連サービス業、娯楽業	62,619	1.0	0.39	0.00
医療、福祉	256,493	-2.2	1.34	-0.01

注:令和4年8月1日から令和5年7月31日までの1年間分の数値である。

特別に支払われた現金給与額については、勤続1年以上の者を対象に算出している。

1) 支給割合は、常用労働者(勤続年数1年末満の者を含む。)1人当たりの令和5年7月のきまと支給する現金給与額に対する、過去1年間特別に支払われた現金給与額の割合である。

(2) 労働時間と出勤日数

ア 労働時間

令和5年7月における通常日1日の実労働時間は、調査産業計が6.8時間で前年と同水準となった。

男女別にみると、男は7.6時間で前年より0.1時間増加となり、女は6.3時間で前年と同水準となった。(第3図、第4表)

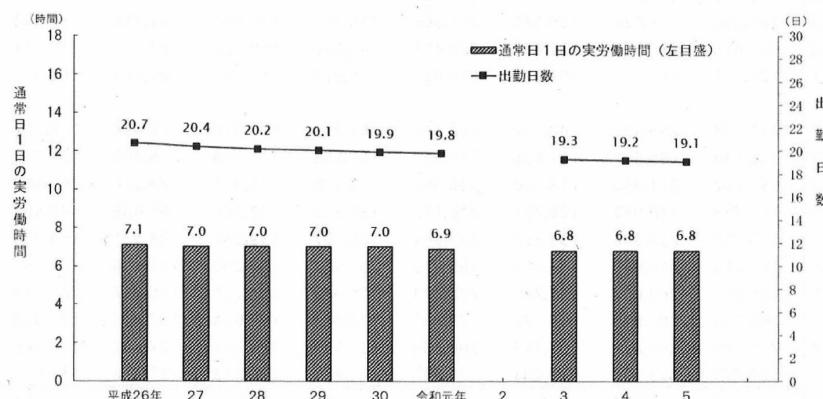
通常日1日の実労働時間別に常用労働者の構成割合をみると、調査産業計で4時間以下が14.2%、5時間が8.7%、6時間が8.8%、7時間が17.0%、8時間が44.3%、9時間以上が7.0%となった(第5表)。

イ 出勤日数

令和5年7月における出勤日数は、調査産業計が19.1日で前年より0.1日減少となった。

男女別にみると、男は20.8日で前年と同水準となり、女は17.9日で同0.2日減少となった。(第3図、第4表)

第3図 通常日1日の実労働時間及び出勤日数の推移(事業所規模1~4人、調査産業計)



注:各年7月の数値である。

令和2年は特別調査を中止しており、令和2年9月に特別調査の代替措置として実施した「小規模事業所労働統計調査」の結果によると、事業所規模1~4人の出勤日数は19.3日、通常日1日の実労働時間は6.9時間となっている。

第4表 性・主な産業、事業所規模別通常日1日の実労働時間及び出勤日数

令和5年7月

性・主な産業	通常日1日の 実労働時間				出勤日数			
	事業所規模 1~4人		(参考) 事業所規模 5人以上 ¹⁾²⁾	前年差	事業所規模 1~4人		(参考) 事業所規模 5人以上 ¹⁾	前年差
	前年差	前年差			前年差	前年差		
調査産業計	時間	時間	時間	時間	日	日	日	日
男	6.8	0.0	7.7	0.0	19.1	-0.1	18.0	-0.1
女	7.6	0.1	8.2	0.0	20.8	0.0	19.0	-0.1
建設業	6.3	0.0	7.1	0.0	17.9	-0.2	16.9	-0.2
製造業	7.4	0.1	8.2	0.0	21.2	0.3	20.7	-0.1
卸売業，小売業	7.0	0.0	8.3	0.0	19.6	0.2	19.5	-0.1
宿泊業，飲食サービス業	7.1	0.1	7.3	0.0	19.7	-0.1	18.0	-0.3
生活関連サービス業，娯楽業	5.6	-0.1	6.4	-0.1	16.9	-0.5	13.8	-0.4
医療，福祉	6.8	0.0	7.3	0.0	18.8	-0.2	17.1	-0.2
	6.6	-0.1	7.4	0.0	18.7	-0.2	17.8	-0.1

注：1) 事業所規模5人以上は、毎月勤労統計調査全国調査令和5年7月分の結果である。

2) 事業所規模5人以上における通常日1日の実労働時間は、月間総実労働時間を出勤日数で除したものである。

第5表 性・主な産業、通常日1日の実労働時間別常用労働者構成割合

(事業所規模1~4人)

令和5年7月 (単位：%)

性・主な産業	合計	4時間以下	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間以上
調査産業計	100.0	14.2	8.7	8.8	17.0	44.3	7.0
		(0.3)	(0.1)	(0.0)	(0.2)	(-0.6)	(0.1)
男	100.0	5.4	2.9	4.0	16.9	59.7	11.2
女	100.0	20.4	12.9	12.3	17.0	33.4	4.1
建設業	100.0	5.2	3.7	5.6	21.2	58.1	6.2
製造業	100.0	11.9	8.0	9.0	15.9	48.6	6.6
卸売業，小売業	100.0	11.2	7.8	8.7	15.2	47.9	9.2
宿泊業，飲食サービス業	100.0	37.8	17.2	10.9	8.2	17.9	7.9
生活関連サービス業，娯楽業	100.0	12.6	14.5	11.2	15.3	36.2	10.1
医療，福祉	100.0	18.2	8.7	10.4	15.4	42.8	4.5

注：()内は前年差（ポイント）である。

通常日1日の実労働時間の1時間未満の端数については、労働者ごとに30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てて集計している。

(3) 雇用

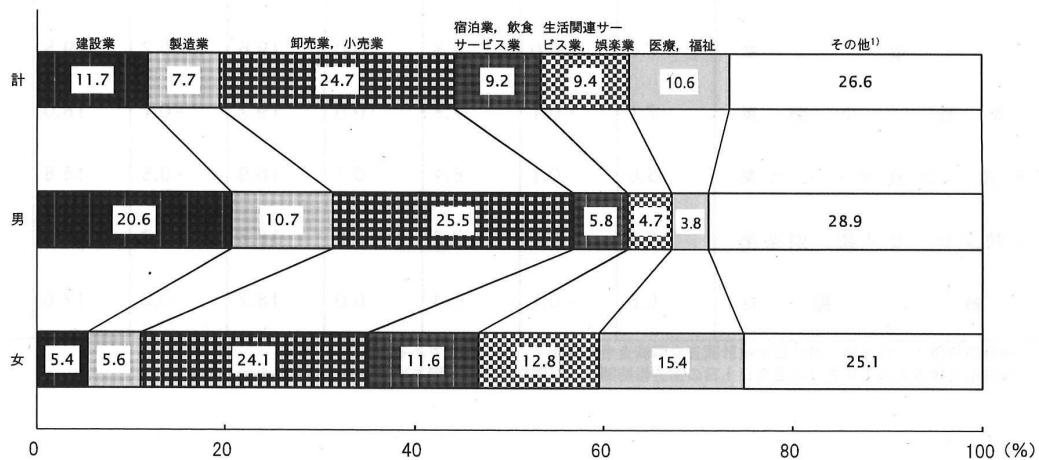
ア 常用労働者の産業別構成割合及び産業別女性労働者の割合

令和5年7月末日現在における常用労働者の構成割合を主な産業についてみると、「その他」以外では「卸売業、小売業」が24.7%と最も高く、次いで「建設業」が11.7%、「医療、福祉」が10.6%、「生活関連サービス業、娯楽業」が9.4%、「宿泊業、飲食サービス業」が9.2%、「製造業」が7.7%となった。

常用労働者に占める女性労働者の割合は、調査産業計が58.4%で前年より1.1ポイント上昇となった。これを主な産業についてみると、「その他」以外では「医療、福祉」が85.0%と最も高く、次いで「生活関連サービス業、娯楽業」が79.1%、「宿泊業、飲食サービス業」が73.7%、「卸売業、小売業」が57.0%、「製造業」が42.5%、「建設業」が26.8%となった。(第4図、第6表)

**第4図 性別常用労働者の産業別構成割合
(事業所規模1~4人)**

令和5年7月末日現在



注：1) 「その他」とは、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品販賣業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」の合計である。

**第6表 性別常用労働者の産業別構成割合及び産業別女性労働者の割合
(事業所規模1~4人)**

令和5年7月末日現在

産業	計	男	女	女性労働者の割合 ²⁾		前年差
				%	%	
調査産業計	100.0	100.0	100.0	58.4	58.4	1.1
建設業	11.7	20.6	5.4	26.8	26.8	0.1
製造業	7.7	10.7	5.6	42.5	42.5	0.8
卸売業、小売業	24.7	25.5	24.1	57.0	57.0	-1.0
宿泊業、飲食サービス業	9.2	5.8	11.6	73.7	73.7	2.4
生活関連サービス業、娯楽業	9.4	4.7	12.8	79.1	79.1	0.7
医療、福祉	10.6	3.8	15.4	85.0	85.0	1.3
その他の	26.6	28.9	25.1	54.9	54.9	2.1

注：1) 「その他」とは、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品販賣業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」の合計である。

2) 「女性労働者の割合」は、産業ごとの常用労働者数に対する女性労働者数の割合である。

イ 短時間労働者（通常日1日の実労働時間が6時間以下の者）の割合

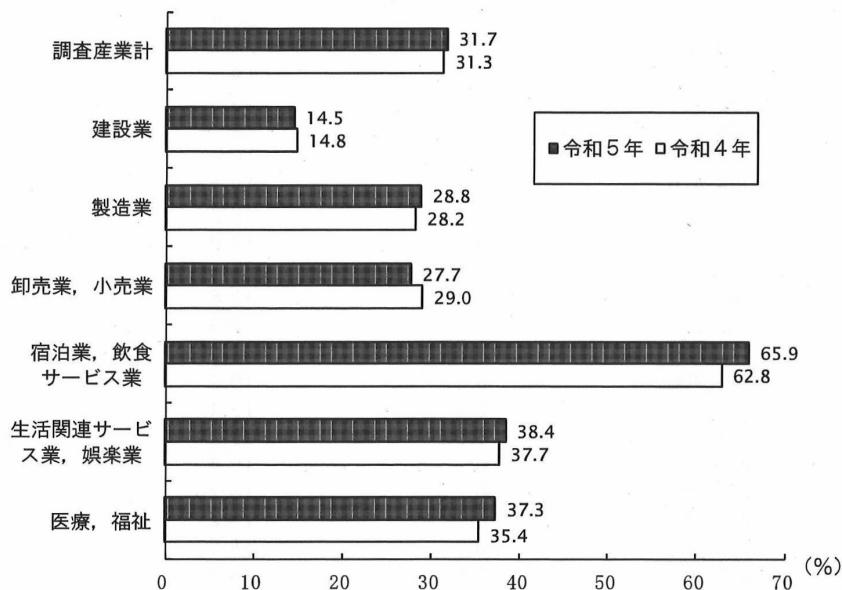
令和5年7月末日現在における常用労働者に占める短時間労働者の割合は、調査産業計が31.7%で前年より0.4ポイント上昇となった。

男女別にみると、男は12.3%で前年より0.4ポイント低下となり、女は45.6%で同0.4ポイント上昇となった。

主な産業についてみると、「宿泊業、飲食サービス業」が65.9%と最も高く、次いで「生活関連サービス業、娯楽業」が38.4%、「医療、福祉」が37.3%、「製造業」が28.8%、「卸売業、小売業」が27.7%、「建設業」が14.5%となった。

また、年齢階級別にみると、19歳以下が81.0%と最も高く、20~29歳が23.8%と最も低くなっている。（第5図、第7表）

第5図 主な産業別短時間労働者の割合（事業所規模1~4人）



注：数値は、各年7月末日現在における産業ごとの常用労働者数に対する短時間労働者数の割合である。

第7表 年齢階級、性別短時間労働者の割合
(事業所規模1~4人、調査産業計)

令和5年7月末日現在

年齢階級	計		男		女	
	%	前年差 ポイント	%	前年差 ポイント	%	前年差 ポイント
年齢計	31.7	0.4	12.3	-0.4	45.6	0.4
19歳以下	81.0	3.7	67.9	-6.3	87.5	8.5
20~29歳	23.8	-0.4	15.7	-0.5	30.0	0.0
30~39歳	24.7	-0.3	6.9	-0.5	40.2	-0.1
40~49歳	28.8	0.5	6.0	-0.3	45.3	0.3
50~54歳	28.2	0.5	6.3	-0.4	41.8	0.6
55~59歳	30.6	1.0	8.3	1.0	43.4	0.6
60~64歳	32.8	0.2	10.2	-0.9	47.7	-0.1
65歳以上	45.9	0.7	28.4	-0.4	59.4	-0.1

注：数値は、性、年齢階級別の常用労働者数に対する短時間労働者数の割合である。

3 付表

付表1 都道府県別きまって支給する現金給与額、通常日1日の実労働時間、出勤日数及び
短時間労働者の割合（事業所規模1～4人、調査産業計）

令和5年7月

都道府県	きまって支給する 現金給与額	通常日1日の 実労働時間	出勤日数	短時間労働者の割合 ¹⁾
	円	時間	日	%
全 国	203,956	6.8	19.1	31.7
北 海 道	209,828	6.9	20.2	30.2
青 森 岩 宮	181,492	7.0	20.7	29.0
森 手 城 田	192,930	6.9	20.0	28.1
秋	223,227	7.2	19.5	20.7
	183,564	6.9	20.0	28.6
山 福 茨 栃 群	189,593	7.0	20.4	28.3
形 島 城 木 馬	209,829	7.0	20.1	26.9
	197,770	6.9	19.1	31.3
	192,886	6.7	19.5	35.6
	205,519	6.9	18.9	31.0
埼 千 東 神 新	224,835	6.9	19.5	30.0
玉 葉 京 川 湧	206,916	6.8	18.3	31.6
	229,557	6.9	18.3	29.8
	202,215	6.7	17.9	35.2
	198,368	6.8	20.0	29.6
富 石 福 山 長	197,193	6.7	19.6	32.3
山 川 井 梨 野	200,274	6.9	19.9	29.8
	192,988	6.7	18.7	35.0
	201,700	6.8	19.4	32.9
	194,055	6.9	19.4	31.2
岐 静 愛 三 滋	191,098	6.6	19.3	36.4
阜 岡 知 重 賀	209,485	6.9	19.4	32.7
	210,105	6.7	18.7	35.4
	206,385	6.7	19.2	35.0
	188,888	6.7	18.5	38.1
京 大 兵 奈 和 歌	213,552	6.8	18.9	31.8
都 阪 庫 良 山	223,577	6.8	18.5	30.4
	183,420	6.5	18.1	39.5
	185,236	6.7	18.4	33.8
	197,764	6.7	19.1	34.4
鳥 島 岡 広 山	185,633	6.8	19.8	30.0
取 根 山 島 口	191,096	6.9	19.2	29.6
	195,532	6.9	19.3	30.1
	205,745	6.9	19.4	30.8
	188,826	6.8	18.5	33.2
徳 香 愛 高 福	186,443	6.9	19.5	32.3
島 川 媛 知 岡	192,771	6.8	19.7	31.4
	189,042	6.8	19.7	32.8
	184,980	6.9	19.9	30.9
	209,536	7.0	19.5	29.2
佐 長 熊 大 宮	185,011	6.7	19.5	34.0
賀 崎 本 分 崎	178,336	6.8	19.8	34.8
	194,687	7.0	19.5	26.4
	177,841	6.9	19.0	31.8
	198,357	7.0	19.9	28.8
鹿 児 島 紺	179,787	6.8	19.1	31.3
沖	174,123	6.9	19.4	32.7

注：1) 令和5年7月末日現在の数値である。

付表2 きまって支給する現金給与額、特別に支払われた現金給与額、通常日1日の実労働時間、出勤日数、勤続年数及び短時間労働者の割合の推移（事業所規模1～4人、調査産業計）

年	きまって支給する 現金給与額 ¹⁾		特別に支払われた 現金給与額 ²⁾		通常日1日の 実労働時間 ¹⁾ 時間	出勤日数 ¹⁾ 日	勤続年数 ³⁾ 年	短時間労働者 の割合 ³⁾ %
	実額	前年比	実額	前年比				
	円	%	円	%				
昭和56	135,533	4.7	265,327	2.6	7.7	24.7	6.5	15.8
57	141,564	4.4	273,331	3.0	7.7	24.6	6.8	16.2
58	143,521	1.4	276,125	1.0	7.6	24.3	6.7	18.3
59	148,539	3.5	278,172	0.7	7.6	24.3	7.0	18.4
60	152,633	2.8	286,491	3.0	7.6	24.5	7.2	18.7
61	154,708	1.4	275,913	-3.7	7.7	24.4	7.3	18.6
62	157,784	2.0	283,682	2.8	7.6	24.3	7.5	18.9
63	162,227	2.8	298,070	5.1	7.6	24.1	7.6	19.3
平成元	167,444	3.2	297,752	-0.1	7.6	23.8	7.8	20.9
2	176,689	5.5	333,230	11.9	7.5	23.7	8.0	21.3
3	183,702	4.0	363,150	9.0	7.5	23.4	8.3	22.4
4	190,342	3.6	366,162	0.8	7.4	23.1	8.7	23.1
5	194,042	1.9	368,944	0.8	7.4	22.7	8.9	23.1
6	193,695	-0.2	330,501	-10.4	7.4	22.6	9.0	23.7
7	195,100	0.7	344,440	4.2	7.3	22.5	9.2	24.0
8	198,667	1.8	343,851	-0.2	7.4	22.5	9.4	24.0
9	199,617	0.5	335,080	-2.6	7.3	22.1	9.3	24.3
10	201,453	0.9	334,987	0.0	7.3	22.0	9.6	24.5
11	196,671	-2.4	285,293	-14.8	7.3	21.8	9.2	25.0
12	196,688	0.0	284,772	-0.2	7.3	21.7	9.6	24.8
13	194,764	-1.0	274,297	-3.7	7.3	21.5	9.7	24.9
14	193,762	-0.5	250,972	-8.5	7.3	21.8	9.8	25.0
15	193,570	-0.1	241,577	-3.7	7.3	21.5	9.8	25.5
16	192,588	-0.5	225,303	-6.7	7.2	21.4	9.9	25.4
17	190,888	-0.9	220,764	-2.0	7.2	21.1	10.1	26.0
18	190,749	-0.1	219,475	-0.6	7.2	21.1	10.4	26.9
19	190,482	-0.1	214,629	-2.2	7.2	21.1	10.9	26.9
20	192,630	1.1	208,367	-2.9	7.2	21.2	11.1	27.0
21	185,402	-3.8	195,387	-6.2	7.1	20.8	10.6	28.2
22	184,676	-0.4	184,694	-5.5	7.1	20.7	10.8	28.4
23	187,962	1.8	191,014	3.4	7.1	20.6	11.0	28.1
24	188,928	0.5	191,400	0.2	7.1	20.6	11.0	28.0
25	190,475	0.8	201,808	5.4	7.1	20.7	11.2	28.0
26	192,120	0.9	208,488	3.3	7.1	20.7	11.4	28.5
27	191,269	-0.4	216,965	4.1	7.0	20.4	11.3	29.0
28	195,701	2.3	227,206	4.7	7.0	20.2	11.6	28.9
29	196,363	0.3	227,457	0.1	7.0	20.1	11.7	29.2
30	195,476	-0.5	235,684	3.6	7.0	19.9	12.0	30.1
令和元	197,196	0.9	247,634	5.1	6.9	19.8	12.0	30.9
⁴⁾ 2	-	-	-	-	-	-	-	-
3	199,902	-	253,157	-	6.8	19.3	12.6	31.3
4	203,079	1.6	258,268	2.0	6.8	19.2	12.8	31.3
5	203,956	0.4	261,317	1.2	6.8	19.1	12.6	31.7

注：1) 各年7月の数値である。

2) 調査年の前年8月1日から調査年7月31日までの1年間分の数値であり、勤続1年以上の者を対象に算出している。

3) 各年7月末日現在の数値である。

4) 令和2年は特別調査を中止しており、令和2年9月に特別調査の代替措置として実施した「小規模事業所勤労統計調査」の結果によると、事業所規模1～4人のきまって支給する現金給与額は202,372円、特別に支払われた現金給与額は270,994円、通常1日の実労働時間は6.9時間、出勤日数は19.3日、勤続年数は13.8年、短時間労働者の割合は30.6%となっている。

毎月勤労統計調査特別調査イメージキャラクター
「とくちゃん」



毎月労働統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
北海道	1 0 1	札幌市 中央区	北海道	2 3 0	登別市			
北海道	1 0 2	札幌市 北区	北海道	2 3 3	伊達市			
北海道	1 0 3	札幌市 東区	北海道	2 3 5	石狩市			
北海道	1 0 4	札幌市 白石区	北海道	2 3 6	北斗市			
北海道	1 0 5	札幌市 豊平区	北海道	3 3 7	龜田郡 七飯町			
北海道	1 0 6	札幌市 南区	北海道	4 0 8	余市郡 余市町			
北海道	1 0 7	札幌市 西区	北海道	4 5 6	上川郡 愛別町			
北海道	1 0 8	札幌市 厚別区	北海道	5 1 6	天塩郡 豊富町			
北海道	1 0 9	札幌市 手稻区	北海道	5 4 3	網走郡 美幌町			
北海道	1 1 0	札幌市 清田区	北海道	5 5 5	紋別郡 遠軽町			
北海道	2 0 2	函館市	北海道	6 3 1	河東郡 音更町			
北海道	2 0 3	小樽市	北海道	6 4 3	中川郡 幕別町			
北海道	2 0 4	旭川市	北海道	6 9 2	標津郡 中標津町			
北海道	2 0 5	室蘭市						
北海道	2 0 6	釧路市						
北海道	2 0 7	帶広市						
北海道	2 0 8	北見市						
北海道	2 1 0	岩見沢市						
北海道	2 1 1	網走市						
北海道	2 1 2	留萌市						
北海道	2 1 3	苫小牧市						
北海道	2 1 4	稚内市						
北海道	2 1 5	美唄市						
北海道	2 1 6	芦別市						
北海道	2 1 7	江別市						
北海道	2 1 9	紋別市						
北海道	2 2 0	土別市						
北海道	2 2 3	根室市						
北海道	2 2 5	滝川市						
北海道	2 2 6	砂川市						

毎月労働統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名
青森県	201	青森市
青森県	202	弘前市
青森県	203	八戸市
青森県	204	黒石市
青森県	205	五所川原市
青森県	206	十和田市
青森県	208	むつ市
青森県	210	平川市
青森県	384	北津軽郡 鶴田町
青森県	387	北津軽郡 中泊町
青森県	401	上北郡 野辺地町
青森県	402	上北郡 七戸町
青森県	411	上北郡 六ヶ所村
青森県	446	三戸郡 隆上町

2024年 5月

3 / 47

毎月労働統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県 コード 市区町村名

都道府県 コード 市区町村名

都道府県 コード 市区町村名

岩手県	201	盛岡市
岩手県	205	花巻市
岩手県	206	北上市
岩手県	207	久慈市
岩手県	208	遠野市
岩手県	209	一関市
岩手県	210	陸前高田市
岩手県	214	八幡平市
岩手県	215	奥州市
岩手県	301	岩手郡 磐石町

岩手県	302	岩手郡 葛巻町
岩手県	321	紫波郡 紫波町
岩手県	461	上閉伊郡 大槌町
岩手県	485	下閉伊郡 普代村

毎月労働統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
宮城県	101	仙台市 青葉区						
宮城県	102	仙台市 宮城野区						
宮城県	103	仙台市 若林区						
宮城県	104	仙台市 太白区						
宮城県	105	仙台市 泉区						
宮城県	202	石巻市						
宮城県	203	塙巻市						
宮城県	205	気仙沼市						
宮城県	206	白石市						
宮城県	209	多賀城市						
宮城県	211	岩沼市						
宮城県	212	登米市						
宮城県	215	大崎市						
宮城県	301	刈田郡 蔵王町						
宮城県	323	柴田郡 柴田町						
宮城県	324	柴田郡 川崎町						
宮城県	445	加美郡 加美町						

2024年 5月

5 / 47

毎月労働統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県 コード 市区町村名

秋田県 201 秋田市
秋田県 202 能代市
秋田県 203 横手市
秋田県 204 大館市
秋田県 206 男鹿市
秋田県 207 湯沢市
秋田県 209 鹿角市
秋田県 210 由利本荘市
秋田県 211 関上市
秋田県 212 大仙市

秋田県 215 仙北市

都道府県 コード 市区町村名

都道府県 コード 市区町村名

毎月労働統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県 コード 市区町村名

都道府県 コード 市区町村名

都道府県 コード 市区町村名

山形県	201	山形市
山形県	202	米沢市
山形県	203	鶴岡市
山形県	204	酒田市
山形県	205	新庄市
山形県	208	村山市
山形県	209	長井市
山形県	210	天童市
山形県	212	尾花沢市
山形県	213	南陽市
山形県	321	西村山郡 河北町
山形県	324	西村山郡 大江町
山形県	362	最上郡 最上町
山形県	366	最上郡 鮎川村
山形県	381	東置賜郡 高畠町
山形県	382	東置賜郡 川西町
山形県	402	西置賜郡 白鷗町

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名
福島県	201	福島市
福島県	202	会津若松市
福島県	203	郡山市
福島県	204	いわき市
福島県	205	白河市
福島県	207	須賀川市
福島県	208	喜多方市
福島県	209	相馬市
福島県	210	二本松市
福島県	212	南相馬市
福島県	213	伊達市
福島県	342	岩瀬郡 鏡石町
福島県	421	河沼郡 会津坂下町
福島県	522	田村郡 小野町

毎月労働統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県 コード 市区町村名

都道府県 コード 市区町村名

都道府県 コード 市区町村名

茨城県	201	水戸市
茨城県	202	日立市
茨城県	203	土浦市
茨城県	204	古河市
茨城県	205	石岡市
茨城県	210	下妻市
茨城県	211	常総市
茨城県	212	常陸太田市
茨城県	216	笠間市
茨城県	219	牛久市
茨城県	220	つくば市
茨城県	221	ひたちなか市
茨城県	223	潮来市
茨城県	224	守谷市
茨城県	225	常陸大宮市
茨城県	226	那珂市
茨城県	227	筑西市
茨城県	232	神栖市
茨城県	235	つくばみらい市
茨城県	309	東茨城郡 大洗町

毎月労働統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県 コード 市区町村名

都道府県 コード 市区町村名

都道府県 コード 市区町村名

栃木県	201	宇都宮市
栃木県	202	足利市
栃木県	203	栃木市
栃木県	204	佐野市
栃木県	205	鹿沼市
栃木県	206	日光市
栃木県	208	小山市
栃木県	209	真岡市
栃木県	210	大田原市
栃木県	211	矢板市
栃木県	213	那須塩原市
栃木県	214	さくら市
栃木県	215	那須烏山市
栃木県	301	河内郡 上三川町
栃木県	342	芳賀郡 益子町
栃木県	361	下都賀郡 壬生町

毎月労働統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県 コード 市区町村名

都道府県 コード 市区町村名

都道府県 コード 市区町村名

群馬県	201	前橋市
群馬県	202	高崎市
群馬県	203	桐生市
群馬県	204	伊勢崎市
群馬県	205	太田市
群馬県	206	沼田市
群馬県	207	館林市
群馬県	208	渋川市
群馬県	210	富岡市
群馬県	344	北群馬郡 棟東村
群馬県	384	甘楽郡 甘楽町
群馬県	429	吾妻郡 東吾妻町
群馬県	449	利根郡 みなかみ町
群馬県	464	佐波郡 玉村町
群馬県	524	邑楽郡 大泉町

毎月労働統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
埼玉県	102	さいたま市 北区						
埼玉県	103	さいたま市 大宮区						
埼玉県	104	さいたま市 見沼区						
埼玉県	108	さいたま市 南区						
埼玉県	110	さいたま市 岩槻区						
埼玉県	201	川越市						
埼玉県	202	熊谷市						
埼玉県	203	川口市						
埼玉県	206	行田市						
埼玉県	208	所沢市						
埼玉県	210	加須市						
埼玉県	212	東松山市						
埼玉県	214	春日部市						
埼玉県	215	狭山市						
埼玉県	219	上尾市						
埼玉県	221	草加市						
埼玉県	222	越谷市						
埼玉県	224	戸田市						
埼玉県	225	入間市						
埼玉県	230	新座市						
埼玉県	231	桶川市						
埼玉県	234	八潮市						
埼玉県	235	富士見市						
埼玉県	237	三郷市						
埼玉県	239	坂戸市						
埼玉県	241	鶴ヶ島市						
埼玉県	243	吉川市						
埼玉県	343	比企郡 小川町						
埼玉県	464	北葛飾郡 杉戸町						

2024年 5月

12 / 47

毎月労働統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県 コード 市区町村名

都道府県 コード 市区町村名

都道府県 コード 市区町村名

千葉県	101	千葉市 中央区
千葉県	102	千葉市 花見川区
千葉県	103	千葉市 稲毛区
千葉県	104	千葉市 若葉区
千葉県	105	千葉市 緑区
千葉県	202	銚子市
千葉県	203	市川市
千葉県	204	船橋市
千葉県	207	松戸市
千葉県	208	野田市
千葉県	211	成田市
千葉県	212	佐倉市
千葉県	213	東金市
千葉県	215	旭市
千葉県	216	習志野市
千葉県	217	柏市
千葉県	219	市原市
千葉県	220	流山市
千葉県	221	八千代市
千葉県	222	我孫子市
千葉県	224	鎌ヶ谷市
千葉県	227	浦安市
千葉県	228	四街道市

毎月労働統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
東京都	1 0 1	千代田区	東京都	2 1 0	小金井市			
東京都	1 0 2	中央区	東京都	2 1 2	日野市			
東京都	1 0 3	港区	東京都	2 1 3	東村山市			
東京都	1 0 4	新宿区	東京都	2 1 4	国分寺市			
東京都	1 0 5	文京区	東京都	2 1 5	国立市			
東京都	1 0 6	台東区	東京都	2 2 0	東大和市			
東京都	1 0 7	墨田区	東京都	2 2 1	清瀬市			
東京都	1 0 8	江東区	東京都	2 2 4	多摩市			
東京都	1 0 9	品川区	東京都	2 2 7	羽村市			
東京都	1 1 0	目黒区	東京都	2 2 9	西東京市			
東京都	1 1 1	大田区						
東京都	1 1 2	世田谷区						
東京都	1 1 3	渋谷区						
東京都	1 1 4	中野区						
東京都	1 1 5	杉並区						
東京都	1 1 6	豊島区						
東京都	1 1 7	北区						
東京都	1 1 8	荒川区						
東京都	1 1 9	板橋区						
東京都	1 2 0	練馬区						
東京都	1 2 1	足立区						
東京都	1 2 2	葛飾区						
東京都	1 2 3	江戸川区						
東京都	2 0 1	八王子市						
東京都	2 0 2	立川市						
東京都	2 0 3	武蔵野市						
東京都	2 0 6	府中市						
東京都	2 0 7	昭島市						
東京都	2 0 8	調布市						
東京都	2 0 9	町田市						

毎月労働統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
神奈川県	101	横浜市 鶴見区	神奈川県	206	小田原市			
神奈川県	102	横浜市 神奈川区	神奈川県	207	茅ヶ崎市			
神奈川県	103	横浜市 西区	神奈川県	211	秦野市			
神奈川県	104	横浜市 中区	神奈川県	212	厚木市			
神奈川県	105	横浜市 南区	神奈川県	213	大和市			
神奈川県	107	横浜市 磯子区	神奈川県	215	海老名市			
神奈川県	108	横浜市 金沢区	神奈川県	216	座間市			
神奈川県	109	横浜市 港北区						
神奈川県	110	横浜市 戸塚区						
神奈川県	111	横浜市 港南区						
神奈川県	112	横浜市 旭区						
神奈川県	113	横浜市 緑区						
神奈川県	114	横浜市 潟谷区						
神奈川県	115	横浜市 栄区						
神奈川県	116	横浜市 泉区						
神奈川県	117	横浜市 青葉区						
神奈川県	118	横浜市 都筑区						
神奈川県	131	川崎市 川崎区						
神奈川県	132	川崎市 幸区						
神奈川県	133	川崎市 中原区						
神奈川県	134	川崎市 高津区						
神奈川県	135	川崎市 多摩区						
神奈川県	136	川崎市 宮前区						
神奈川県	151	相模原市 緑区						
神奈川県	152	相模原市 中央区						
神奈川県	153	相模原市 南区						
神奈川県	201	横須賀市						
神奈川県	203	平塚市						
神奈川県	204	鎌倉市						
神奈川県	205	藤沢市						

毎月労働統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名
新潟県	101	新潟市 北区
新潟県	102	新潟市 東区
新潟県	103	新潟市 中央区
新潟県	106	新潟市 南区
新潟県	107	新潟市 西区
新潟県	108	新潟市 西蒲区
新潟県	202	長岡市
新潟県	204	三条市
新潟県	205	柏崎市
新潟県	206	新発田市
新潟県	209	加茂市
新潟県	210	十日町市
新潟県	211	見附市
新潟県	212	村上市
新潟県	213	燕市
新潟県	218	五泉市
新潟県	222	上越市
新潟県	223	阿賀野市
新潟県	225	魚沼市
新潟県	226	南魚沼市
新潟県	227	胎内市
新潟県	361	南蒲原郡 田上町

2024年 5月

16 / 47

毎月労働統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県 コード 市区町村名

都道府県 コード 市区町村名

都道府県 コード 市区町村名

富山県	201	富山市
富山県	202	高岡市
富山県	204	魚津市
富山県	207	黒部市
富山県	208	砺波市
富山県	210	南砺市
富山県	211	射水市
富山県	322	中新川郡 上市町
富山県	342	下新川郡 入善町

毎月労働統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県 コード 市区町村名

都道府県 コード 市区町村名

都道府県 コード 市区町村名

石川県	201	金沢市
石川県	202	七尾市
石川県	203	小松市
石川県	206	加賀市
石川県	207	羽咋市
石川県	209	かほく市
石川県	210	白山市
石川県	211	能美市
石川県	212	野々市市
石川県	361	河北郡 津幡町
石川県	365	河北郡 内灘町
石川県	386	羽咋郡 宝達志水町
石川県	407	鹿島郡 中能登町

2024年 5月

18 / 47

毎月労働統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
福井県	201	福井市						
福井県	202	敦賀市						
福井県	204	小浜市						
福井県	205	大野市						
福井県	206	勝山市						
福井県	207	鯖江市						
福井県	208	あわら市						
福井県	209	越前市						
福井県	210	坂井市						
福井県	322	吉田郡 永平寺町						
福井県	404	南条郡 南越前町						
福井県	501	三方上中郡 若狭町						

毎月労働統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名
山梨県	201	甲府市
山梨県	202	富士吉田市
山梨県	204	都留市
山梨県	205	山梨市
山梨県	207	韮崎市
山梨県	208	南アルプス市
山梨県	209	北杜市
山梨県	210	甲斐市
山梨県	211	笛吹市
山梨県	213	甲州市
山梨県	346	西八代郡 市川三郷町
山梨県	368	南巨摩郡 富士川町
山梨県	384	中巨摩郡 昭和町
山梨県	430	南都留郡 富士河口湖町

毎月労働統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県 コード 市区町村名

都道府県 コード 市区町村名

都道府県 コード 市区町村名

長野県	201	長野市
長野県	202	松本市
長野県	203	上田市
長野県	204	岡谷市
長野県	205	飯田市
長野県	206	諏訪市
長野県	209	伊那市
長野県	210	駒ヶ根市
長野県	211	中野市
長野県	213	飯山市
長野県	214	茅野市
長野県	215	塩尻市
長野県	217	佐久市
長野県	218	千曲市
長野県	219	東御市
長野県	321	北佐久郡 輪井沢町
長野県	361	諏訪郡 下諏訪町
長野県	383	上伊那郡 篠輪町
長野県	385	上伊那郡 南篠輪村
長野県	386	上伊那郡 中川村
長野県	403	下伊那郡 高森町
長野県	410	下伊那郡 根羽村
長野県	432	木曾郡 木曾町
長野県	481	北安曇郡 池田町

毎月労働統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県 コード 市区町村名

都道府県 コード 市区町村名

都道府県 コード 市区町村名

岐阜県	201	岐阜市
岐阜県	202	大垣市
岐阜県	203	高山市
岐阜県	204	多治見市
岐阜県	205	関市
岐阜県	206	中津川市
岐阜県	210	恵那市
岐阜県	211	美濃加茂市
岐阜県	212	土岐市
岐阜県	213	各務原市
岐阜県	214	可児市
岐阜県	216	瑞穂市
岐阜県	218	本巣市
岐阜県	219	郡上市
岐阜県	221	海津市
岐阜県	341	養老郡 養老町
岐阜県	383	安八郡 安八町
岐阜県	403	揖斐郡 大野町
岐阜県	505	加茂郡 八百津町
岐阜県	507	加茂郡 東白川村

毎月労働統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県 コード 市区町村名

都道府県 コード 市区町村名

都道府県 コード 市区町村名

静岡県	1 0 1	静岡市 葵区
静岡県	1 0 2	静岡市 駿河区
静岡県	1 0 3	静岡市 清水区
静岡県	1 3 8	浜松市 中央区
静岡県	1 3 9	浜松市 浜名区
静岡県	2 0 3	沼津市
静岡県	2 0 6	三島市
静岡県	2 0 7	富士宮市
静岡県	2 1 0	富士市
静岡県	2 1 1	磐田市
静岡県	2 1 2	焼津市
静岡県	2 1 3	掛川市
静岡県	2 1 4	藤枝市
静岡県	2 1 9	下田市
静岡県	2 2 0	裾野市
静岡県	2 2 4	菊川市
静岡県	2 2 5	伊豆の国市
静岡県	2 2 6	牧之原市
静岡県	3 0 5	賀茂郡 松崎町
静岡県	3 2 5	田方郡 鹽南町
静岡県	4 2 4	棟原郡 吉田町

毎月労働統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
愛知県	101	名古屋市 千種区	愛知県	224	知多市			
愛知県	103	名古屋市 北区	愛知県	225	知立市			
愛知県	104	名古屋市 西区	愛知県	226	尾張旭市			
愛知県	105	名古屋市 中村区	愛知県	231	田原市			
愛知県	106	名古屋市 中区	愛知県	232	愛西市			
愛知県	107	名古屋市 昭和区	愛知県	234	北名古屋市			
愛知県	108	名古屋市 瑞穂区	愛知県	236	みよし市			
愛知県	110	名古屋市 中川区	愛知県	237	あま市			
愛知県	111	名古屋市 港区	愛知県	362	丹羽郡 扶桑町			
愛知県	113	名古屋市 守山区	愛知県	501	額田郡 幸田町			
愛知県	114	名古屋市 緑区						
愛知県	116	名古屋市 天白区						
愛知県	201	豊橋市						
愛知県	202	岡崎市						
愛知県	203	一宮市						
愛知県	204	瀬戸市						
愛知県	205	半田市						
愛知県	206	春日井市						
愛知県	207	豊川市						
愛知県	208	津島市						
愛知県	209	碧南市						
愛知県	211	豊田市						
愛知県	212	安城市						
愛知県	213	西尾市						
愛知県	214	蒲郡市						
愛知県	216	常滑市						
愛知県	217	江南市						
愛知県	219	小牧市						
愛知県	220	稲沢市						
愛知県	223	大府市						

毎月労働統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県 コード 市区町村名

都道府県 コード 市区町村名

都道府県 コード 市区町村名

三重県	201	津市
三重県	202	四日市市
三重県	203	伊勢市
三重県	204	松阪市
三重県	205	桑名市
三重県	207	鈴鹿市
三重県	208	名張市
三重県	209	尾鷲市
三重県	210	亀山市
三重県	212	熊野市
三重県	214	いなべ市
三重県	215	志摩市
三重県	216	伊賀市
三重県	341	三重郡 萩原町
三重県	442	多気郡 明和町
三重県	543	北牟婁郡 紀北町

毎月労働統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県 コード 市区町村名

都道府県 コード 市区町村名

都道府県 コード 市区町村名

滋賀県 201 大津市
滋賀県 202 彦根市
滋賀県 203 長浜市
滋賀県 204 近江八幡市
滋賀県 206 草津市
滋賀県 207 守山市
滋賀県 208 栗東市
滋賀県 209 甲賀市
滋賀県 210 野洲市
滋賀県 212 高島市

滋賀県 213 東近江市
滋賀県 425 愛知郡 愛荘町
滋賀県 441 犬上郡 豊郷町

毎月労働統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名
京都府	101	京都市 北区
京都府	102	京都市 上京区
京都府	104	京都市 中京区
京都府	106	京都市 下京区
京都府	107	京都市 南区
京都府	108	京都市 右京区
京都府	109	京都市 伏見区
京都府	110	京都市 山科区
京都府	201	福知山市
京都府	202	舞鶴市
京都府	204	宇治市
京都府	206	亀岡市
京都府	207	城陽市
京都府	208	向日市
京都府	209	長岡京市
京都府	210	八幡市
京都府	211	京田辺市
京都府	212	京丹後市
京都府	366	相楽郡 精華町

毎月労働統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
大阪府	102	大阪市 都島区	大阪府	210	枚方市			
大阪府	104	大阪市 此花区	大阪府	211	茨木市			
大阪府	106	大阪市 西区	大阪府	212	八尾市			
大阪府	108	大阪市 大正区	大阪府	213	泉佐野市			
大阪府	109	大阪市 天王寺区	大阪府	215	寝屋川市			
大阪府	111	大阪市 浪速区	大阪府	216	河内長野市			
大阪府	114	大阪市 東淀川区	大阪府	217	松原市			
大阪府	115	大阪市 東成区	大阪府	218	大東市			
大阪府	116	大阪市 生野区	大阪府	221	柏原市			
大阪府	117	大阪市 旭区	大阪府	222	羽曳野市			
大阪府	119	大阪市 阿倍野区	大阪府	227	東大阪市			
大阪府	120	大阪市 住吉区	大阪府	228	泉南市			
大阪府	121	大阪市 東住吉区	大阪府	230	交野市			
大阪府	123	大阪市 淀川区						
大阪府	124	大阪市 鶴見区						
大阪府	125	大阪市 住之江区						
大阪府	126	大阪市 平野区						
大阪府	127	大阪市 北区						
大阪府	128	大阪市 中央区						
大阪府	141	堺市 堀区						
大阪府	143	堺市 東区						
大阪府	144	堺市 西区						
大阪府	147	堺市 美原区						
大阪府	202	岸和田市						
大阪府	203	豊中市						
大阪府	204	池田市						
大阪府	205	吹田市						
大阪府	206	泉大津市						
大阪府	207	高槻市						
大阪府	209	守口市						

毎月労働統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県 コード 市区町村名

都道府県 コード 市区町村名

都道府県 コード 市区町村名

兵庫県	1 0 1	神戸市 東灘区
兵庫県	1 0 2	神戸市 瀬戸内市
兵庫県	1 0 5	神戸市 兵庫区
兵庫県	1 0 6	神戸市 長田区
兵庫県	1 0 7	神戸市 須磨区
兵庫県	1 0 8	神戸市 垂水区
兵庫県	1 0 9	神戸市 北区
兵庫県	1 1 0	神戸市 中央区
兵庫県	1 1 1	神戸市 西区
兵庫県	2 0 1	姫路市
兵庫県	2 0 2	尼崎市
兵庫県	2 0 3	明石市
兵庫県	2 0 4	西宮市
兵庫県	2 0 6	芦屋市
兵庫県	2 0 7	伊丹市
兵庫県	2 0 8	相生市
兵庫県	2 1 0	加古川市
兵庫県	2 1 3	西脇市
兵庫県	2 1 5	三木市
兵庫県	2 1 6	高砂市
兵庫県	2 1 7	川西市
兵庫県	2 1 9	三田市
兵庫県	2 2 0	加西市
兵庫県	2 2 3	丹波市
兵庫県	2 2 4	南あわじ市
兵庫県	2 2 8	加東市
兵庫県	3 6 5	多可郡 多可町
兵庫県	5 0 1	佐用郡 佐用町

毎月労働統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県 コード 市区町村名

奈良県 201 奈良市
奈良県 202 大和高田市
奈良県 203 大和郡山市
奈良県 204 天理市
奈良県 205 樅原市
奈良県 206 桜井市
奈良県 207 五條市
奈良県 208 御所市
奈良県 209 生駒市
奈良県 210 香芝市

都道府県 コード 市区町村名

都道府県 コード 市区町村名

奈良県 211 葛城市
奈良県 212 宇陀市
奈良県 322 山辺郡 山添村
奈良県 344 生駒郡 斑鳩町
奈良県 362 磯城郡 三宅町
奈良県 363 磯城郡 田原本町
奈良県 426 北葛城郡 広陵町
奈良県 443 吉野郡 下市町

毎月労働統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県 コード 市区町村名

都道府県 コード 市区町村名

都道府県 コード 市区町村名

和歌山県	201	和歌山市
和歌山県	202	海南市
和歌山県	203	橋本市
和歌山県	204	有田市
和歌山県	205	御坊市
和歌山県	206	田辺市
和歌山県	207	新宮市
和歌山県	208	紀の川市
和歌山県	209	岩出市
和歌山県	304	海草郡 紀美野町
和歌山県	344	伊都郡 高野町
和歌山県	361	有田郡 湯浅町
和歌山県	392	日高郡 日高川町
和歌山県	401	西牟婁郡 白浜町
和歌山県	404	西牟婁郡 上富田町
和歌山県	428	東牟婁郡 串本町

毎月労働統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県 コード 市区町村名

都道府県 コード 市区町村名

都道府県 コード 市区町村名

鳥取県	201	鳥取市
鳥取県	202	米子市
鳥取県	203	倉吉市
鳥取県	204	境港市
鳥取県	329	八頭郡 八頭町
鳥取県	364	東伯郡 三朝町
鳥取県	370	東伯郡 湯梨浜町
鳥取県	371	東伯郡 琴浦町
鳥取県	372	東伯郡 北栄町
鳥取県	386	西伯郡 大山町
鳥取県	390	西伯郡 伯耆町

2024年 5月

32 / 47

毎月労働統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県 コード 市区町村名

都道府県 コード 市区町村名

都道府県 コード 市区町村名

島根県	201	松江市
島根県	202	浜田市
島根県	203	出雲市
島根県	204	益田市
島根県	205	大田市
島根県	206	安来市
島根県	207	江津市
島根県	209	雲南市
島根県	501	鹿足郡 津和野町
島根県	528	隠岐郡 隠岐の島町

毎月労働統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県 コード 市区町村名

岡山県 101 岡山市 北区
岡山県 102 岡山市 中区
岡山県 103 岡山市 東区
岡山県 104 岡山市 南区
岡山県 202 倉敷市
岡山県 203 津山市
岡山県 205 笠岡市
岡山県 208 総社市
岡山県 209 高梁市
岡山県 210 新見市

都道府県 コード 市区町村名

岡山県 213 赤磐市
岡山県 214 真庭市
岡山県 216 浅口市
岡山県 445 浅口郡 里庄町
岡山県 622 勝田郡 勝央町
岡山県 681 加賀郡 吉備中央町

都道府県 コード 市区町村名

毎月労働統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
広島県	101	広島市 中区	広島県	103	広島市 南区	広島県	104	広島市 西区
広島県	105	広島市 安佐南区	広島県	106	広島市 安佐北区	広島県	107	広島市 安芸区
広島県	108	広島市 佐伯区	広島県	202	吳市	広島県	204	三原市
広島県	205	尾道市	広島県	207	福山市	広島県	208	府中市
広島県	209	三次市	広島県	212	東広島市	広島県	215	江田島市
広島県	302	安芸郡 府中町	広島県	304	安芸郡 海田町	広島県	431	豊田郡 大崎上島町
広島県	462	世羅郡 世羅町						

2024年 5月

35 / 47

毎月労働統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県 コード 市区町村名

山口県	201	下関市
山口県	202	宇部市
山口県	203	山口市
山口県	204	萩市
山口県	207	下松市
山口県	208	岩国市
山口県	210	光市
山口県	213	美祢市
山口県	215	周南市
山口県	341	熊毛郡 上関町

都道府県 コード 市区町村名

都道府県 コード 市区町村名

2024年 5月

36 / 47

毎月労働統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県 コード 市区町村名

都道府県 コード 市区町村名

都道府県 コード 市区町村名

徳島県	201	徳島市
徳島県	202	鳴門市
徳島県	203	小松島市
徳島県	204	阿南市
徳島県	205	吉野川市
徳島県	206	阿波市
徳島県	207	美馬市
徳島県	208	三好市
徳島県	341	名西郡 石井町
徳島県	383	海部郡 牟岐町
徳島県	402	板野郡 北島町
徳島県	403	板野郡 藍住町
徳島県	405	板野郡 上板町

毎月労働統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県 コード 市区町村名

都道府県 コード 市区町村名

都道府県 コード 市区町村名

香川県	201	高松市
香川県	202	丸亀市
香川県	203	坂出市
香川県	204	善通寺市
香川県	205	観音寺市
香川県	206	さぬき市
香川県	207	東かがわ市
香川県	208	三豊市
香川県	322	小豆郡 土庄町
香川県	341	木田郡 三木町
香川県	386	綾歌郡 宇多津町
香川県	387	綾歌郡 綾川町
香川県	404	仲多度郡 多度津町

2024年 5月

38 / 47

毎月労働統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県 コード 市区町村名

都道府県 コード 市区町村名

都道府県 コード 市区町村名

愛媛県	201	松山市
愛媛県	202	今治市
愛媛県	203	宇和島市
愛媛県	205	新居浜市
愛媛県	206	西条市
愛媛県	210	伊予市
愛媛県	213	四国中央市
愛媛県	214	西予市
愛媛県	215	東温市
愛媛県	484	北宇和郡 松野町
愛媛県	488	北宇和郡 鬼北町

毎月労働統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県 コード 市区町村名

都道府県 コード 市区町村名

都道府県 コード 市区町村名

高知県	201	高知市
高知県	204	南国市
高知県	205	土佐市
高知県	206	須崎市
高知県	208	宿毛市
高知県	210	四万十市
高知県	211	香南市
高知県	303	安芸郡 田野町
高知県	341	長岡郡 本山村
高知県	412	高岡郡 四万十町

毎月労働統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
福岡県	101	北九州市 門司区	福岡県	447	朝倉郡 筑前町			
福岡県	106	北九州市 小倉北区	福岡県	503	三井郡 大刀洗町			
福岡県	107	北九州市 小倉南区	福岡県	621	京都郡 菊田町			
福岡県	109	北九州市 八幡西区						
福岡県	131	福岡市 東区						
福岡県	132	福岡市 博多区						
福岡県	133	福岡市 中央区						
福岡県	134	福岡市 南区						
福岡県	135	福岡市 西区						
福岡県	136	福岡市 城南区						
福岡県	137	福岡市 早良区						
福岡県	202	大牟田市						
福岡県	203	久留米市						
福岡県	204	直方市						
福岡県	205	飯塚市						
福岡県	210	八女市						
福岡県	211	筑後市						
福岡県	212	大川市						
福岡県	213	行橋市						
福岡県	215	中間市						
福岡県	219	大野城市						
福岡県	220	宗像市						
福岡県	221	太宰府市						
福岡県	223	古賀市						
福岡県	225	うきは市						
福岡県	228	朝倉市						
福岡県	230	糸島市						
福岡県	231	那珂川市						
福岡県	402	鞍手郡 鞍手町						
福岡県	421	嘉穂郡 桂川町						

毎月労働統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県 コード 市区町村名

都道府県 コード 市区町村名

都道府県 コード 市区町村名

佐賀県 201 佐賀市
佐賀県 202 唐津市
佐賀県 203 烏栖市
佐賀県 204 多久市
佐賀県 205 伊万里市
佐賀県 207 鹿島市
佐賀県 208 小城市
佐賀県 209 嬉野市
佐賀県 210 神埼市
佐賀県 345 三養基郡 上峰町

佐賀県 346 三養基郡 みやき町
佐賀県 401 西松浦郡 有田町
佐賀県 425 枝島郡 白石町

2024年 5月

42 / 47

毎月労働統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県 コード 市区町村名

都道府県 コード 市区町村名

都道府県 コード 市区町村名

長崎県	201	長崎市
長崎県	202	佐世保市
長崎県	203	島原市
長崎県	204	諫早市
長崎県	205	大村市
長崎県	207	平戸市
長崎県	209	対馬市
長崎県	210	壱岐市
長崎県	211	五島市
長崎県	212	西海市
長崎県	214	南島原市
長崎県	323	東彼杵郡 波佐見町
長崎県	411	南松浦郡 新上五島町

毎月労働統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県 コード 市区町村名

都道府県 コード 市区町村名

都道府県 コード 市区町村名

熊本県 101 熊本市 中央区

熊本県 102 熊本市 東区

熊本県 103 熊本市 西区

熊本県 104 熊本市 南区

熊本県 105 熊本市 北区

熊本県 202 八代市

熊本県 203 人吉市

熊本県 204 荒尾市

熊本県 208 山鹿市

熊本県 210 菊池市

熊本県 212 上天草市

熊本県 213 宇城市

熊本県 214 阿蘇市

熊本県 215 天草市

熊本県 424 阿蘇郡 小国町

熊本県 432 阿蘇郡 西原村

熊本県 441 上益城郡 御船町

熊本県 482 葦北郡 芦北町

熊本県 505 球磨郡 多良木町

熊本県 510 球磨郡 相良村

熊本県 514 球磨郡 あさぎり町

毎月労働統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県 コード 市区町村名

大分県 201 大分市
大分県 202 別府市
大分県 203 中津市
大分県 204 日田市
大分県 205 佐伯市
大分県 206 白杵市
大分県 207 津久見市
大分県 208 竹田市
大分県 209 豊後高田市
大分県 211 宇佐市

大分県 212 豊後大野市
大分県 213 由布市
大分県 341 速見郡 日出町
大分県 462 玖珠郡 玖珠町

都道府県 コード 市区町村名

都道府県 コード 市区町村名

毎月労働統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名
宮崎県	201	宮崎市
宮崎県	202	都城市
宮崎県	203	延岡市
宮崎県	204	日南市
宮崎県	206	日向市
宮崎県	207	串間市
宮崎県	208	西都市
宮崎県	382	東諸県郡 国富町
宮崎県	429	東臼杵郡 諸塙村
宮崎県	430	東臼杵郡 椎葉村
宮崎県	441	西臼杵郡 高千穂町

毎月労統調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県 コード 市区町村名

都道府県 コード 市区町村名

都道府県 コード 市区町村名

鹿児島県	201	鹿児島市
鹿児島県	203	鹿屋市
鹿児島県	204	枕崎市
鹿児島県	208	出水市
鹿児島県	210	指宿市
鹿児島県	213	西之表市
鹿児島県	214	垂水市
鹿児島県	215	薩摩川内市
鹿児島県	217	曾於市
鹿児島県	218	霧島市
鹿児島県	219	いちき串木野市
鹿児島県	220	南さつま市
鹿児島県	221	志布志市
鹿児島県	222	奄美市
鹿児島県	223	南九州市
鹿児島県	225	姶良市
鹿児島県	492	肝属郡 肝付町
鹿児島県	505	熊毛郡 屋久島町
鹿児島県	527	大島郡 龍郷町
鹿児島県	530	大島郡 徳之島町
鹿児島県	533	大島郡 和泊町
鹿児島県	534	大島郡 知名町

毎月労働統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名
沖縄県	201	那覇市
沖縄県	205	宜野湾市
沖縄県	207	石垣市
沖縄県	208	浦添市
沖縄県	209	名護市
沖縄県	210	糸満市
沖縄県	211	沖縄市
沖縄県	212	豊見城市
沖縄県	213	うるま市
沖縄県	214	宮古島市
沖縄県	308	国頭郡 本部町
沖縄県	325	中頭郡 嘉手納町
沖縄県	327	中頭郡 北中城村
沖縄県	329	中頭郡 西原町
沖縄県	350	島尻郡 南風原町
沖縄県	362	島尻郡 八重瀬町

